

高齢福第3002号  
令和2年3月4日

各介護員養成研修事業者 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る大分県介護員養成研修（初任者研修・生活援助従事者研修）の施設実習の臨時的な取扱いについて（通知）

大分県介護員養成研修（初任者研修・生活援助従事者研修）においては、介護サービス施設、事業所における介護職員の役割や業務の実際を理解するとともに、施設や在宅における利用者の生活を知ること、利用者、家族についての理解を深めることを目的に、大分県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱（以下「要綱」という。）で定める施設実習を行うこととしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を理由に、施設実習が困難となった場合、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

#### 記

研修カリキュラム上の施設実習と同じ時間数を、施設実習と同等の内容の演習等に振り替えて実施することで、施設実習を実施したものとみなす。

- ※ 演習等の実施にあたっては、感染拡大防止等のため、視聴覚教材等の活用を検討していただきたい。
- ※ 上記の対応を行う場合は、要綱第13条第2項に定める介護員養成研修事業変更届出書（様式第10-2号）を知事に提出すること。なお、施設実習が再び可能になった場合は、通常のカリキュラムに戻して研修を実施すること。（その場合の、再度の変更届出書提出は不要とする。）

地域包括ケア推進班

TEL：097-506-2694 FAX：097-506-1738